

2023年3月1日
伊藤忠エネクス株式会社

【お知らせ】

太陽光発電設備からの電力買取契約約款の一部改定について

日頃より伊藤忠エネクス太陽光電力買取サービスをご利用いただきありがとうございます。

さて、弊社は、2023年4月1日付けで「太陽光発電設備からの電力買取契約約款」を改定いたしますので、下記よりご確認をお願いいたします。

記

- ・改定後の「太陽光発電設備からの電力買取契約約款」は[こちら](#)
- ・「太陽光発電設備からの電力買取契約約款」新旧対照表（次頁の別紙ご参照）

詳しくは、カスタマーセンターまでお問い合わせください。

伊藤忠エネクス太陽光電力買取カスタマーセンター

電話番号 03-4233-8049

受付時間 平日午前9時～午後5時

以上

別紙 太陽光発電設備からの電力買取契約約款の新旧対照表

<p>現約款（改定前）【2020 年 4 月 1 日実施】 （青字は削除を表す）</p>	<p>新約款（改定後）【2023 年 4 月 1 日実施】 （赤字は追加を表す）</p>
<p>2.約款の変更</p> <p>当社は、発電者の発電場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「本一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、本約款を変更することがあります。なお、本約款を変更する際には、当社は、あらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生日を当社ホームページ上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生日が到来した場合には、発電余剰電力の買取に関する条件等は、変更後の本約款によります。ただし、買取料金の変更は、第 9 条「買取料金」に定めるところによります。</p>	<p>2.約款の変更</p> <p>当社は、発電者の発電場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「本一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、本約款を変更することがあります。なお、本約款を変更する際には、当社は、あらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生日を当社ホームページ上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生日が到来した場合には、発電余剰電力の買取に関する条件等は、変更後の本約款によります。ただし、買取料金の見直しまたは変更は、第 9 条「買取料金」に定めるところによります。</p>
<p>9.買取料金</p> <p>(1) 買取料金は、買取料金単価に買電量を乗じた金額とします。</p> <p>(2) 買取料金単価は、別紙 1 に定める通りとし、発電余剰電力に係る非化石価値等の対価に相当する額および消費税等相当額を含むものといたします。なお、当社は需給状況等に応じて、買取料金単価を変更する場合があります。この場合には、変更後の買取料金単価の適用開始日の 1 ヶ月前までに変更後の買取料金単価および適用開始日を、当社が適切と判断した方法により周知することとします。</p>	<p>9.買取料金</p> <p>(1) 買取料金は、買取料金単価に買電量を乗じた金額とします。</p> <p>(2) 買取料金単価は、別紙 1 に定める通りとし、本発電設備が有する供給力価値（kw 価値）および発電余剰電力に係る非化石価値等の対価に相当する額並びに消費税等相当額を含むものといたします。なお、当社は、買取料金単価を、需給状況等に応じて原則として毎年 4 月 1 日及び 10 月 1 日に見直します。また当社は法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には買取料金単価を変更する場合があります。買取料金単価を見直しまたは変更する場合には、見直しまたは変更後の買取料金単価の適用開始日の 1 ヶ月前までに見直しまたは変更後の買取料金単価および適用開始日を、当社が適切と判断した方</p>

(3) 発電者は、変更後の買取料金単価を承諾しない場合は、変更後の買取料金単価の適用開始日の 14 日前までに、当社に対して解約を通知することで買取契約を解約することができます。この場合には、買取契約は本約款の各規定にかかわらず、変更後の買取料金単価の適用開始日の前日をもって終了するものとします。この場合、当社および発電者は、互いに本項による中途解約に伴う損害賠償義務および補償義務等を負わないものとします。

(4) (3)に定める期限までに、発電者から解約の通知がない場合は、発電者は変更後の買取料金単価を承諾したものとみなし、変更後の買取料金単価の適用開始日より新たな買取料金単価を適用します。

10. 買取料金単価の適用開始の時期
買取料金単価は、買取開始日から適用いたします。ただし、買取料金単価の変更があった場合には、変更後の買取料金単価を同単価の適用開始日から適用いたします。

23. 非化石価値等の所属
買取契約により当社が発電者から買い取った発電余剰電力に係る非化石価値等はすべて当社へ帰属するものといたします。

別紙 1 一般送配電事業者の供給区域
一般送配電事業者の供給区域及び買取料金単価は、以下のとおりといたします。ただし、離島（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号、その後の改正を含みます。）第 2 条第 1 項第 8 号イに規定するところによります。）を除きます。

法により周知することとします。

(3) 発電者は、**見直しまたは**変更後の買取料金単価を承諾しない場合は、**見直しまたは**変更後の買取料金単価の適用開始日の 14 日前までに、当社に対して解約を通知することで買取契約を解約することができます。この場合には、買取契約は本約款の各規定にかかわらず、**見直しまたは**変更後の買取料金単価の適用開始日の前日をもって終了するものとします。この場合、当社および発電者は、互いに本項による中途解約に伴う損害賠償義務および補償義務等を負わないものとします。

(4) (3)に定める期限までに、発電者から解約の通知がない場合は、発電者は**見直しまたは**変更後の買取料金単価を承諾したものとみなし、**見直しまたは**変更後の買取料金単価の適用開始日より新たな買取料金単価を適用します。

10. 買取料金単価の適用開始の時期
買取料金単価は、買取開始日から適用いたします。ただし、買取料金単価の**見直しまたは**変更があった場合には、**見直しまたは**変更後の買取料金単価を同単価の適用開始日から適用いたします。

23. **供給力価値および**非化石価値等の所属
本発電設備が有する供給力価値（kw 価値） および買取契約により当社が発電者から買い取った発電余剰電力に係る非化石価値等はすべて当社へ帰属するものといたします。

別紙 1 一般送配電事業者の供給区域
一般送配電事業者の供給区域及び買取料金単価は、以下のとおりといたします。ただし、離島（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号、その後の改正を含みます。）第 2 条第 1 項第 8 号イに規定するところによります。）を除きます。

一般送配電事業者	供給区域	買取料金単価
東北電力ネットワーク株式会社	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県	9 円/kWh
東京電力パワーグリッド株式会社	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）	9 円/kWh
中部電力パワーグリッド株式会社	愛知県、岐阜県（一部除く）、三重県（一部除く）、静岡県（富士川以西）、長野県	8 円/kWh
関西電力送配電株式会社	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部除く）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部	8 円/kWh
中国電力ネットワーク株式会社	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部	8 円/kWh
四国電力送配電株式会社	徳島県、高知県、香川県（一部除く）、愛媛県（一部除く）	8 円/kWh
九州電力送配電株式会社	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県	8 円/kWh

一般送配電事業者	供給区域	買取料金単価
北海道電力ネットワーク株式会社	北海道	11.5 円/kWh
東北電力ネットワーク株式会社	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県	11.5 円/kWh
東京電力パワーグリッド株式会社	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）	14.5 円/kWh
中部電力パワーグリッド株式会社	愛知県、岐阜県（一部除く）、三重県（一部除く）、静岡県（富士川以西）、長野県	12.5 円/kWh
北陸電力送配電株式会社	富山県、石川県、福井県（一部除く）、岐阜県（一部除く）	10.5 円/kWh
関西電力送配電株式会社	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部除く）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部	11.5 円/kWh
中国電力ネットワーク株式会社	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部	11 円/kWh
四国電力送配電株式会社	徳島県、高知県、香川県（一部除く）、愛媛県（一部除く）	11 円/kWh
九州電力送配電株式会社	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県	8 円/kWh